

平成26年定例会

予算決算常任委員会  
戦略企画雇用経済分科会  
説明資料

◎議案補充説明

(平成26年度当初予算関係議案)

- ・議案第3号 平成26年度三重県一般会計予算(関係分)
- ・議案第12号 平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算・・・1

(条例関係議案)

- ・議案第39号 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案・・・9
- ・議案第43号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案(関係分)・・・11
- ・議案第44号 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案・・・19
- ・議案第81号 三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案・・・31

(平成25年度補正予算関係議案)

- ・議案第103号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第8号)(関係分)
- ・議案第111号 平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)・・・34

◎所管事項説明

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告・・・別冊

平成26年3月7日

雇用経済部

平成26年度 雇用経済部関係当初予算総括表

○ 款別総括表

(単位:千円)

区 分	平成25年度当初 予算額 (A)	平成26年度当初 予算額 (B)	前年度比較 増減(B-A)	B/A
一般会計	16,695,221	16,222,789	△472,432	97.2%
※うち 雇用経済部予算	16,599,447	16,126,382	△473,065	97.2%
※うち 労働委員会予算	95,774	96,407	633	99.3%
労働費	4,784,974	5,186,158	401,184	108.4%
※うち 労働委員会予算	95,774	96,407	633	100.7%
商工費	9,983,351	9,133,139	△850,212	91.5%
※うち 観光局関係予算	751,374	590,803	△160,571	78.6%
※うち 研究所関係予算	217,657	222,157	4,500	97.9%
土木費(四日市港関係諸 費)	1,926,896	1,903,492	△23,404	98.8%
特別会計	1,391,489	663,247	△728,242	47.7%
中小企業者等支援資金貸 付事業等	1,391,489	663,247	△728,242	47.7%
合 計	18,086,710	16,886,036	△1,200,674	93.4%

※観光・国際局関係予算には、人件費を含まない。

## 平成26年度当初予算のポイント

### 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

地域経済の活性化を進めていくにあたっては、成長産業を振興していくことに加え、中小企業・小規模企業の振興に力を入れていく必要があると考えています。その意味で、新たに制定する「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき中小企業、そして小規模企業の経営の安定及び向上とともに、新たな価値の創造や挑戦を促進します。

また、本県の特色ある地域資源や歴史・文化・風土にも着目し、三重の強みである「食」を生かした産業振興への取組などにより、県内中小企業・小規模企業の活性化を一層推進していきたいと考えています。

これらの施策を実施していくにあたっては、女性や高齢者、障がい者など潜在的な労働力の活用や、厳しい雇用環境に置かれた若年者への就労支援に取り組み、働く意欲が生かせる雇用環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。

特に、三重県の障がい者雇用につきましては、県内企業の障がい者雇用者数は増加したものの、実雇用率が全国最下位という状況を重く受け止めており、障がい者雇用を県民総参加で推進するため、「障がい者の訓練の場としてのカフェ機能」「授産品の販路拡大につながるアンテナショップ機能」「企業と障がい者をつなぐ中間支援機能」の「場」として、「ステップアップカフェ（仮称）」を設置し、誰もが働きやすい環境整備に取り組めます。

さらに、観光においては、神宮式年遷宮がクライマックスを迎えた結果、今年の伊勢神宮参拝者数は、1,420万人と過去最高となりました。

今年7月には熊野古道世界遺産登録10周年を迎えることから、引き続き「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を官民一体となって展開するとともに、昨年9月にオープンした「三重テラス」での効果的なイベントの実施などにより、三重の旬の情報を発信し、三重県の認知度向上やブランド力アップ、県内への誘客促進、県産品の販路拡大等につなげていきたいと考えています。

## 2 主な重点項目

### (1) 県内の地域経済を元気に ～中小企業・小規模企業の振興～

県内の中小企業・小規模企業が1社でも多く、小さな改善や新しい取組を進め、地域の雇用を守り、地域社会の維持・発展に貢献していただくため、さまざまな機関等と連携して、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施します。

また、国の成長戦略とベクトルを合わせながらスピード感を持って「地域の成長戦略」を実施していくとともに、三重の魅力为首都圏等をはじめとする国内外へ情報発信し、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげていきます。さらに、本県の特徴ある地域資源や歴史文化にも着目し、例えば、三重の強みである「食」を起点とした産業振興にも取り組みます。

#### 主な事業

#### 《中小企業・小規模企業の振興 ～地域経済の活性化、地域雇用の維持・確保～》

##### 【ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興】

(新) ものづくり基盤技術開発事業	5,324千円
(新) ものづくり基盤技術応用展開支援事業【新しい豊かさ協創3】	4,694千円
ものづくり技術高度化支援事業【緊急課題解決8】	45,913千円
中小企業高付加価値化投資促進補助金	100,969千円

##### 【サービス産業、伝統産業及び地場産業の振興】

(一部新) サービス産業の高付加価値化推進事業	2,846千円
(一部新) 商店街等活性化支援事業	10,878千円
伝統産業、地場産業新たな市場開拓促進事業【緊急課題解決8(一部)】	10,567千円

##### 【小規模事業者に対する支援】

(一部新) 小規模事業者支援連携プロジェクト推進事業	8,047千円
(一部新) 地域特性活用促進事業	7,209千円

##### 【三重県版経営向上計画の認定、資金供給の円滑化】

(新) ステップアップ経営向上計画支援事業	31,089千円
(新) サービス産業等小規模企業現場改善支援事業	5,224千円
(一部新) 中小企業金融対策事業【緊急課題解決8(一部)】	735,616千円

##### 【人材の育成及び確保】

(一部新) 企業と若者のマッチングサポート事業【緊急課題解決4】	14,278千円
(新) 経営人材育成ネットワーク支援事業	7,500千円
戦略産業雇用創造プロジェクト事業【緊急課題解決4】	458,108千円
(新) 地域人づくり事業【緊急課題解決4(一部)】	2,100,000千円

##### 【創業及び第二創業の促進、事業承継への支援】

(一部新) 地域特性活用促進事業(再掲)	7,209千円
(新) ステップアップ経営向上計画支援事業(再掲)	31,089千円

### 【新たな販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進】

(一部新) 県内中小企業海外展開促進事業【緊急課題解決8】	34,357千円
国内販路開拓支援事業【緊急課題解決8】	8,024千円
(新) ものづくり企業の販路開拓等支援事業(地域人づくり事業(一部再掲))	64,810千円
(新) 海外ビジネス販路開拓支援事業(地域人づくり事業(一部再掲))	23,733千円

### 【情報の提供及び顕彰】

(新) みえ産業企業選事業【緊急課題解決8】	937千円
------------------------	-------

### 【みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等】

(新) みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会運営事業	1,846千円
-----------------------------	---------

## 《雇用対策》

戦略産業雇用創造プロジェクト事業【緊急課題解決4】(再掲)	458,108千円
(新) 地域人づくり事業【緊急課題解決4(一部)】	2,100,000千円
(新) 仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業(地域人づくり事業(一部再掲))	10,621千円
(新) 子育て女性の再チャレンジ促進事業(地域人づくり事業(一部再掲))	26,947千円
(新) 就職を勝ち取る若者人材育成事業(地域人づくり事業(一部再掲))	99,166千円
(新) ステップアップカフェ(仮称)整備推進事業【緊急課題解決6】	25,308千円
障がい者の「就労の場」開拓事業【緊急課題解決6】	5,857千円
(新) 障がい者雇用支援事業(地域人づくり事業(一部再掲))	50,000千円

## 《企業誘致の推進、成長産業への取組》

(一部新) 企業立地推進事業【緊急課題解決8】	10,577千円
三重の活力を高める企業誘致促進事業【緊急課題解決8(一部)】	1,502,485千円
(新) ICT利活用産業活性化推進事業【新しい豊かさ協創3】	1,643千円
新エネルギー導入促進事業【新しい豊かさ協創3】	31,283千円

## 《営業本部の展開》

首都圏営業拠点推進事業【緊急課題解決7】	92,931千円
(一部新) 戦略的営業活動展開推進事業【緊急課題解決7】	18,614千円
(一部新) 関西圏営業基盤構築事業【緊急課題解決7(一部)】	7,062千円
(新) 首都圏等への販路開拓サポート事業(地域人づくり事業(一部再掲))	28,076千円
(新) ローカル・トゥ・ローカルによる地域資源販路拡大事業(地域人づくり事業(一部再掲))	17,257千円

## 《観光産業の活性化、国際展開等》

三重県観光キャンペーン推進協議会負担金【新しい豊かさ協創4】	168,700千円
(新) バリアフリー観光相談機能向上事業【新しい豊かさ協創4】	2,236千円
日台観光交流推進事業【新しい豊かさ協創4】	5,184千円

## 《「食」による産業振興》

(新) 食の地域連携促進事業	6,780千円
(新) ミラノ国際博覧会出展事業	8,684千円
食発・地域イノベーション創出支援事業【緊急課題解決7】	2,226千円
(新) 海外・大都市圏を目指すグローバル食品の開発促進事業【緊急課題解決8】	1,531千円

## (2) 三重県観光の持続的な発展に向けて

### 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～

式年遷宮により全国から本県に注目が集まる絶好の機会を生かして、国内外への観光宣伝活動の強化、県内での周遊性・滞在性の向上、観光人材の育成等、観光産業の基盤強化に取り組み、本県の認知度の向上と来訪者の増加により、観光産業の活性化を図ります。

### 主な事業

#### 《式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略》

三重県観光キャンペーン推進協議会負担金【新しい豊かさ協創4】(再掲)	168,700千円
国内誘客推進事業	53,783千円

#### 《来訪を促進する観光の基盤づくり》

世界に誇れる三重県観光モデル構築事業【新しい豊かさ協創4】	4,900千円
熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業	11,315千円
(新) バリアフリー観光相談機能向上事業【新しい豊かさ協創4】(再掲)	2,236千円
県営サンアリーナ環境整備事業	86,601千円

#### 《三重県を訪れる海外誘客戦略》

海外プロモーション推進事業【新しい豊かさ協創4】	22,444千円
--------------------------	----------

#### 《国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進》

(一部新) 友好提携等推進事業	1,614千円
国際ネットワーク強化推進事業【新しい豊かさ協創4】	3,119千円

#### 《海外自治体等と連携した誘客戦略の展開》

日台観光交流推進事業【新しい豊かさ協創4】(再掲)	5,184千円
---------------------------	---------

### 3 事業の見直し

全ての事務事業を「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した見直しを行いました。

特に、政策的経費については、対象となる65事業に対し、

- ・「みえ県民カビジョン・行動計画」、並びに「みえ産業振興戦略」に掲げた目標の達成に向けて、早期に大きな効果が発現する事業か。
- ・「平成26年度三重県経営方針」に掲げる取組を推進するために必要な事業か。
- ・県民のニーズが高く、事業実施を先送りした場合に県民生活に多大な影響を与える事業か。
- ・「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を推進する事業か。

これらの基準により、総合的に優先度を判断いたしました。

	事業本数	事業費
廃止	46本	1,718,223千円
リフォーム	3本	6,986千円
休止	1本	118千円
合計	50本	1,725,327千円

# 県内の地域経済を元気に ~中小企業・小規模企業の振興~

雇用経済総務課(224-2499) 三重県営本部推進課(224-2386) 地域資源活用課(224-2336) 観光政策課(224-2077)  
 雇用対策課(224-2461) ものづくり推進課(224-2356) 企業誘致推進課(224-2819) 観光誘客課(224-2832)  
 エネルギー政策課(224-2316) サービス産業振興課(224-2272) 国際戦略課(224-2844)

県内の中小企業・小規模企業が1社でも多く、小さな改善や新しい取組を進め、地域の雇用を守り、地域社会の維持・発展に貢献いただく取組を、さまざまな機関等と連携して時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施します。また、国の成長戦略とベクトルを合わせながらスピード感を持って「地域の成長戦略」を実施していくとともに、三重の魅力为首都圏等をはじめとする国内外へ情報発信し、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげていきます。特に、「中小企業・小規模企業」の振興に加え、「障がい者」の雇用促進、さらには「食」を起点とした産業振興に取り組んでいきます。

## 中小企業・小規模企業の振興

~地域経済の活性化、地域雇用の維持・確保~

中小企業・小規模企業経営の安定及び向上とともに、新たな価値の創造や挑戦を促進するため、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進などに取り組みます。

### 【ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興】

- (新)ものづくり基盤技術開発事業(試験研究、加工テスト):5,324千円(ものづくり推進課)
- (新)ものづくり基盤技術応用展開支援事業(基盤技術に関する研究会の開催):4,694千円(ものづくり推進課)
- ものづくり技術高度化支援事業(技術開発補助金の交付等):45,913千円(ものづくり推進課)
- 中小企業高付加価値化投資促進補助金(高付加価値化投資促進補助):100,969千円(企業誘致推進課)



### 【サービス産業、伝統産業及び地場産業の振興】

- (一部新)サービス産業の高付加価値化推進事業(中核人材の育成支援):2,846千円(サービス産業振興課)
- (一部新)商店街等活性化支援事業(空き店舗を活用した創業支援等):10,878千円(サービス産業振興課)
- 伝統産業、地場産業新たな市場開拓促進事業(新商品開発、販路拡大):10,567千円(地域資源活用課)

### 【新たな販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進】

- (一部新)県内中小企業海外展開促進事業(国際展開推進協議会運営、海外展開支援):34,357千円(ものづくり推進課)
- 国内販路開拓支援事業(出前商談会・面談会の開催):8,024千円(ものづくり推進課)
- (新)ものづくり企業の販路開拓等支援事業(地)〔販路開拓の補助〕:64,810千円(ものづくり推進課)
- (新)海外ビジネス販路開拓支援事業(地)〔海外での展示会等への出張支援〕:23,733千円(ものづくり推進課)

### 【創業・事業承継等】

- (一部新)地域特性活用促進事業(新分野展開への補助等)(再掲):7,209千円(地域資源活用課)
- (新)スタートアップ経営向上計画支援事業(地域インスパーによる支援)(再掲):31,089千円(サービス産業振興課)

### 【小規模事業者に対する支援】

- (一部新)小規模事業者支援連携プロジェクト推進事業(小規模ラゲージ補助金の拡充等):8,047千円(地域資源活用課)
- (一部新)地域特性活用促進事業(新分野展開への補助等):7,209千円(地域資源活用課)

### 【三重県版経営向上計画の認定】【資金供給の円滑化】

- (新)スタートアップ経営向上計画支援事業(地域インスパーによる支援):31,089千円(サービス産業振興課)
- (新)サービス産業等小規模企業現場改善支援事業(計画作成支援):5,224千円(サービス産業振興課)
- (一部新)中小企業金融対策事業(経営向上計画に対応した融資制度):735,616千円(サービス産業振興課)

### 【人材の育成及び確保】

- (一部新)企業と若者のマッチングサポート事業(企業セミナーの開催等):14,278千円(雇用対策課)
- (新)経営人材育成ネットワーク支援事業(ビジネス交流会、講義等の実施):7,500千円(サービス産業振興課)
- 戦略産業雇用創造プロジェクト事業(人材育成・確保、新事業展開支援):458,108千円(雇用対策課)
- (新)地域人づくり事業(雇用拡大、処遇改善等):2,100,000千円(雇用対策課)

### 【情報の提供及び顕彰】

- (新)みえ産業企業選事業(顕彰制度の創設):937千円(ものづくり推進課)

### 【みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等】

- (新)みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会運営事業(協議会運営):1,846千円(雇用経済総務課)

地域社会の  
持続的な形成  
維持・発展へ

## 雇用対策

(雇用対策課)

- 女性・若者・高齢者・障がい者等の雇用拡大と、処遇改善を推進します。
- 戦略産業雇用創造プロジェクト外事業(人材育成・確保、新事業展開支援)(再掲):458,108千円
- (新)地域人づくり事業(雇用拡大、処遇改善等)(再掲):2,100,000千円
- (新)仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業(地)〔就業規則の改正支援等〕:10,621千円
- (新)子育て女性の再チャレンジ促進事業(地)〔再就職インターシップ〕:26,947千円
- (新)就職を勝ち取る若者人材育成事業(地)〔実践的インターシップ〕:99,166千円



- (新)スタートアップカフェ(仮称)整備推進事業(スタートアップカフェ(仮称)の整備等):25,308千円
- 障がい者の「就労の場」開拓事業(障がい者雇用の職域拡大等):5,857千円
- (新)障がい者雇用支援事業(地)〔研修等のプログラムづくり〕:50,000千円

## 観光産業の活性化、国際展開等

- 三重県観光キャンペーン等によって国内外へ情報発信し、県内への観光誘客につなげていきます。
- 三重県観光キャンペーン推進協議会負担金(観光キャンペーン実施):168,700千円(観光誘客課)
- (新)バリアフリー観光相談機能向上事業(バリアフリー観光等):2,236千円(観光政策課)
- 日台観光交流推進事業(台湾からの誘客促進、観光交流事業の実施):5,184千円(国際戦略課)

## 「食」による産業振興

三重の強みである「食」を起点とした産業振興に取り組んでいきます。

- (新)食の地域連携促進事業(食のサミットの開催):6,780千円(地域資源活用課)
- (新)ミラノ国際博覧会出展事業(出展等のFS調査等):8,684千円(サービス産業振興課)
- 食発・地域イノベーション創出支援事業(食品・食関連事業との共同研究):2,226千円(ものづくり推進課)
- (新)海外・大都市圏を目指すグローバル食品の開発促進事業(研究会、試作開発):1,531千円(ものづくり推進課)



## 企業誘致の推進、成長産業への取組

- 成長分野をはじめとした新たな企業誘致に取り組んでいくことに加え、県内企業の再投資を促進していきます。また、ICT・ビッグデータを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた取組を進めるほか、環境・エネルギー技術を活用したまちづくりに取り組みます。
- (一部新)企業立地推進事業(県内企業立地状況調査の実施等):10,577千円(企業誘致推進課)
- 三重の活力を高める企業誘致促進事業(企業立地促進補助金等):1,502,485千円(企業誘致推進課)
- (新)ICT利活用産業活性化推進事業(協議会の運営):1,643千円(エネルギー政策課)
- 新エネルギー導入促進事業(事業者等及び市町に対する補助):31,283千円(エネルギー政策課)

## 営業本部の展開

(三重県営本部担当課)

- 首都圏や関西圏の企業等とのネットワーク拡大や三重の「旬」の情報を発信し、三重県の認知度向上につなげていきます。
- 首都圏営業拠点推進事業(三重テラスの管理):92,931千円
- (一部新)戦略的営業活動展開推進事業(「旬」情報発信、市町連携イベント):18,514千円
- (一部新)関西圏営業基盤構築事業(一部)〔出前イベント、流通業者等のネットワーク構築〕:7,062千円
- (新)首都圏等への販路開拓サポート事業(地)〔テストマーケティングの実施〕:28,076千円
- (新)ローカル・ローカルによる地域資源販路拡大事業(地)〔他地域と連携した商品開発支援等〕:17,257千円



# 三重県観光の持続的な発展に向けて

世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～

観光・国際局  
(059-224-2077)



式年遷宮により全国から本県に注目が集まる絶好の機会を生かして、国内外への観光宣伝活動の強化、県内での周遊性・滞在性の向上、観光人材の育成等、観光産業の基盤強化に取り組み、本県の認知度の向上と来訪者の増加により、観光産業の活性化を図ります。

## 式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略

○三重県観光キャンペーン推進協議会負担金 予算額:168,700千円

### 三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～

内宮・外宮の遷宮が行われた翌年である「おかげ年」や、熊野古道世界遺産登録10周年を生かし、官民が一体となって展開。2年目として引き続き、周遊パスポートや地域部会の連携事業、おもてなし等により、三重の認知度向上、周遊性・滞在性の向上、三重ファンやリピーターの獲得を目指す。

#### (1) みえ旅パスポート

周遊パスポートで、①クーポン、②スタンプラリー、③ステージアップの機能を保有。



発給数  
156,361件  
(H26.1.26  
現在)

#### 観光宣伝

- ・首都圏等の20～40代女性層等をターゲットにした雑誌やテレビ等での発信
- ・テーマ性を持った情報発信
- ・鉄道事業者や空港会社等と連携した発信
- ・島根県や奈良県等との連携

#### (2) みえ旅案内所

県内観光案内所や道の駅等で、来訪者をサポート。



みえ旅案内所 86施設  
(H26.1.26  
現在)

#### 誘客促進

- ・地域の特色ある資源を活用した事業展開(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)
- ・伊勢志摩、東紀州と県内各地を繋ぐ旅プランの充実

#### (3) みえ旅おもてなし施設

パスポート提示で、割引やプレゼント進呈等のおもてなしサービスを提供。



みえ旅おもてなし施設 838施設  
(H26.1.26  
現在)

#### おもてなしの向上

- ・みえ旅おもてなしセミナーの開催
- ・みえ旅おもてなし施設の案内マップ作成
- ・エリアパンフレット等作成

#### 企業との連携

県内各企業等と連携し、キャンペーンロゴマークを活用した情報発信等を実施

○国内誘客推進事業費 予算額:53,783千円

- ・県内映画ロケ地等の情報発信
- ・三重県観光連盟、伊勢志摩観光コンベンション機構、三重の観光営業拠点運営協議会等との連携

## 来訪を促進する観光の基盤づくり

○世界に誇れる三重県観光モデル構築事業費 予算額:4,900千円

- ・世界に誇る観光資源、海女や忍者を活用した国内外への発信強化

○熊野古道シャトルバスの活用による熊野古道の魅力増進事業費 予算額:11,315千円

- ・名古屋駅と熊野古道各峠を結ぶシャトルバスの運行

○(新)バリアフリー観光相談機能向上事業費 予算額:2,236千円

- ・バリアフリー観光に関する情報提供と旅行相談機能の向上

○県営サンアリーナ環境整備費 予算額:86,601千円

- ・利用者の安全性や快適性に配慮した施設及び設備の大規模修繕

## 三重県を訪れる海外誘客戦略

○海外プロモーション推進事業費 予算額:22,444千円

- ・台湾、タイをはじめとする東南アジアへのプロモーション、商談会等の開催
- ・多言語に対応した外国人観光客の受入環境整備

## 国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進

○(一部新)友好提携等推進事業費 予算額:1,614千円

- ・ブラジル・サンパウロ州との友好交流から経済交流に向けた海外旅行会社の県内視察旅行等連携強化

○国際ネットワーク強化推進事業費 予算額:3,119千円

- ・在日大使館、領事館等とのネットワーク強化

## 海外自治体等と連携した誘客戦略の展開

○日台観光交流推進事業費 予算額:5,184千円

- ・「2013日台観光サミットin三重」後の台湾との交流・連携の継続
- ・台湾新北市との観光協定に基づく観光交流

## ◎議案補充説明

### 議案第39号 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の目的を達成するための事業の追加及び実施期間の延長に鑑み、規定を整備します。

#### 2 改正内容

基金により実施する事業に若者、女性等の雇用機会の創出及び賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業を追加する等、規定を整備します。

また、条例の有効期限を平成27年3月31日から平成28年3月31日まで延長します。

#### 3 基金を活用した今後の取組

起業後10年以内の民間企業やNPO等へ、地域資源を活用したサービスの提供や新商品の開発・販路開拓などの雇用創出に資する事業を委託し、地域に根ざした事業を支援することにより、地域の雇用の受け皿の創出や拡大を図る「起業支援型地域雇用創造事業」に取り組みます。

また、民間企業等への委託により地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援に資する事業を実施し、若者や女性等の雇用の拡大を図るとともに、事業者が行う販路拡大等を支援することにより、在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を図る「地域人づくり事業」に取り組みます。

#### 4 施行期日

公布の日から施行します。

○三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、次に掲げる事業の実施に資するため、三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>一 緊急かつ一時的な雇用の機会又は若者、女性等の雇用の機会を創出する事業</p> <p>二 求職者に対する生活及び就労に関する相談等を行う事業</p> <p>三 住宅の確保等の必要な支援を行う事業</p> <p>四 賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>(処分の特例)</p> <p>3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十八年六月三十日(同日までに当該精算が完了した場合)までは、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、緊急かつ一時的な雇用の機会を創出し、並びに求職者に対する生活及び就労に関する相談等並びに住宅の確保等の必要な支援を行うため、三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>(処分の特例)</p> <p>3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十七年六月三十日(同日までに当該精算が完了した場合)までは、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>

## ◎議案補充説明

### 議案第43号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由・内容

技能検定手数料のうち、全国的に統一して定めることが特に必要なものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）」において、手数料標準額が定められています。

平成26年4月1日から、消費税率引き上げと物件費等の変動の影響を反映した手数料の標準額が改正されることから、本県においても、近年の検定実施経費等から試験手数料を見直し、改正を行うものです。

#### 2 施行期日

平成26年4月1日

改正案

（他の条例との関係）

第五条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

（委任）

第六条（略）

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一の三	介護保険法第六十九條の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万八千四百円
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一の七	介護保険法第六十九條の七第二項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万八千四百円
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一の十	介護保険法第六十九條の八第二項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万八千四百円
四十一	介護保険法第四十一條	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万三千三百円

現行

（委任）

第五条（略）

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一の三	介護保険法第六十九條の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万八千円
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一の七	介護保険法第六十九條の七第二項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万八千円
(略)	(略)	(略)	(略)
四十一の十	介護保険法第六十九條の八第二項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万八千円
四十一	介護保険法第四十一條	介護支援専門員実務研修事務手数料	一万三千円

の十一	六十九条の八 第二項ただし 書の規定に基 づき更新研修 の課程に相当 するものとし て知事が指定 する介護支援 専門員専門研 修の実施	専門員専 門研修(課 程Ⅰ)事務 手数料 介護支援 専門員専 門研修(課 程Ⅱ)事務 手数料	百円
(略)	(略)	(略)	(略)
四十三 の二	介護保険法施 行令(平成十年 政令第四百十 二号)第三十七 条の十五第一 項の規定に基 づく主任介護 支援専門員研 修及びこれに 準ずるものと して知事が指 定する研修の 実施	主任介護 支援専門 員研修事 務手数料	三万四百円
(略)	(略)	(略)	(略)
四十四 の五	児童福祉法施 行令第二十一 条の規定に基 づく厚生労働 省令の規定に よる保育士試 験の全部の免 除の申請に対 する審査	保育士試 験免除申 請審査手 数料	二千四百円
(略)	(略)	(略)	(略)
百八十 七	鳥獣の保護及 び狩猟の適正 化に関する法 律第五十一条 第一項の規定	狩猟免許 更新申請 手数料	二千九百円
(略)	(略)	(略)	(略)

の十一	六十九条の八 第二項ただし 書の規定に基 づき更新研修 の課程に相当 するものとし て知事が指定 する介護支援 専門員専門研 修の実施	専門員専 門研修(課 程Ⅰ)事務 手数料 介護支援 専門員専 門研修(課 程Ⅱ)事務 手数料	一万円
(略)	(略)	(略)	(略)
四十三 の二	介護保険法施 行令(平成十年 政令第四百十 二号)第三十七 条の十五第一 項の規定に基 づく主任介護 支援専門員研 修及びこれに 準ずるものと して知事が指 定する研修の 実施	主任介護 支援専門 員研修事 務手数料	三万円
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
百八十 七	鳥獣の保護及 び狩猟の適正 化に関する法 律第五十一条 第一項の規定	狩猟免許 更新申請 手数料	二千八百円
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>三百五十五の 四 の安定確保に 関する法律第 九条第一項の 規定に基づく サービス付き 高齢者向け住 宅の登録の変 更の届出に対 する審査(その 変更がサービ ス付き高齢者 向け住宅の各 住居部分又は</p>	<p>三百五十五の 三 の安定確保に 関する法律第 五条第二項の 規定に基づく サービス付き 高齢者向け住 宅の登録の更 新の申請に対 する審査</p>	<p>三百五十五の 二 の安定確保に 関する法律(平 成十三年法律 第二十六号)第 二十六号)第請 手数料 五条第一項の 規定に基づく サービス付き 高齢者向け住 宅の登録の申 請に対する審 査</p>	<p>(略) (略) (略)</p>
<p>サービス 付き高齢 者向け住 宅登録変 更届出手 数料</p>	<p>サービス 付き高齢 者向け住 宅登録更 新申請手 数料</p>	<p>サービス 付き高齢 者向け住 宅登録申 請手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>八千三百円</p>	<p>八千三百円</p>	<p>八千三百円</p>	<p>(略)</p>

<p>三百五十五の 三 の安定確保に 関する法律第 五条第二項の 規定に基づく サービス付き 高齢者向け住 宅の登録の更 新の申請に対 する審査</p>	<p>三百五十五の 二 の安定確保に 関する法律(平 成十三年法律 第二十六号)第 二十六号)第請 手数料 五条第一項の 規定に基づく サービス付き 高齢者向け住 宅の登録の申 請に対する審 査</p>	<p>三百五十五の 二 の安定確保に 関する法律(平 成十三年法律 第二十六号)第 二十六号)第請 手数料 五条第一項の 規定に基づく サービス付き 高齢者向け住 宅の登録の申 請に対する審 査</p>	<p>(略) (略) (略)</p>
<p>サービス 付き高齢 者向け住 宅登録更 新申請手 数料</p>	<p>サービス 付き高齢 者向け住 宅登録更 新申請手 数料</p>	<p>サービス 付き高齢 者向け住 宅登録申 請手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>八千円</p>	<p>八千円</p>	<p>八千円</p>	<p>(略)</p>





三	前二項の技能検定の職種の欄に掲げる職種以外のもの	円
---	--------------------------	---

三 三級（在校生に限る。）

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラストレーション 機械・プラン ト製図 電気製図	九千三百円
二	機械検査 婦人子供服製造	一万円
三	前二項の技能検定の職種の欄に掲げる職種以外のもの	一万千九百円

別表第二十（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	指定機関の名称
六 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	一般社団法人 全国保育士養成協議会
七 児童福祉法施行令第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請審査手数料	一般社団法人 全国保育士養成協議会

三	前二項の技能検定の職種の欄に掲げる職種以外のもの	円
---	--------------------------	---

三 三級（在校生に限る。）

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラストレーション 機械・プラン ト製図 電気製図	八千百円
二	機械検査 婦人子供服製造	九千百円
三	前二項の技能検定の職種の欄に掲げる職種以外のもの	一万千円

別表第二十（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	指定機関の名称
六 削除	(略)	(略)
七 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施	保育士試験手数料	社団法人 全国保育士養成協議会

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表(第二条関係)(平成二十七年四月一日 施行)

改 正 案

現 行

別表第四(職業能力開発促進法施行令第三条第一号別表第四(職業能力開発促進法施行令第三条第一号)の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合)

別表第四(職業能力開発促進法施行令第三条第一号)の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合)

- 一 (略)
- 二 一級、二級、三級(在校生を除く。)、基礎一級、基礎二級及び単一等級

- 一 (略)
- 二 一級、二級、三級(在校生を除く。)、基礎一級、基礎二級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラスト レーション 機械・プラン ト製図 電気製図	一万五千九百円
二	機械検査 婦人子供服製造	一万六千五百円
三	(略)	(略)

三 三級(在校生に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラスト レーション 機械・プラン ト製図 電気製図	一万四千円
二	機械検査 婦人子供服製造	一万五千円
三	(略)	(略)

三 三級(在校生に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラスト レーション 機械・プラン ト製図 電気製図	一万六百元
二	機械検査 婦人子供服製造	一万九百円
三	(略)	(略)

三 三級(在校生に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	和裁 テクニカルイラスト レーション 機械・プラン ト製図 電気製図	九千三百円
二	機械検査 婦人子供服製造	一万円
三	(略)	(略)

三 三級(在校生に限る。)

改正案

別表第四(職業能力開発促進法施行令第三条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合)

一 特級、一級、二級、三級(在校生を除く)、基礎一級、基礎二級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一 全職種		一万七千九百円

二 三級(在校生に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一 全職種		一万千九百円

現行

別表第四(職業能力開発促進法施行令第三条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合)

一 特級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一 全職種		一万七千九百円

二 一級、二級、三級(在校生を除く)、基礎一級、基礎二級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一 和裁 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図		一万五千九百円
二 機械検査 婦人子供服製造		一万六千五百円
三 前二項の技能検定の職種の欄に掲げる職種以外のもの		一万七千九百円

三 三級(在校生に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一 和裁 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図		一万六百元
二 機械検査 婦人子供服製造		一万九百円
三 前二項の技能検定の職種の欄に掲げる職種以外のもの		一万千九百円

## ◎議案補充説明

### 議案第44号 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由・内容

消費税法等の一部改正及び試験等に要する費用の見直しに鑑み、試験研究機関における試験等の手数料の額を改定するとともに、試験項目の見直しに伴い、2項目の手数料を廃止します。

また、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、三重県公債権の徴収に関する条例との関係を明記することにより、規定を整備します。

#### 2 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

○三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案新  
旧対照表

改正案

現行

(使用料及び手数料の減免)

(使用料及び手数料の減免)

第四条 (略)

第四条 (略)

(他の条例との関係)

第五条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)

区分	項目	単位	金額
定性分析	蛍光X線分析、発光分光分析又はX線回折分析	一測定につき	三、一六〇円
			二、六〇〇円
定量分析	一 原子吸光分析、プラズマ発光分光分析又はこれらに類する分析 二 蛍光X線分析	一成分につき	五、一三〇円
			六、八〇〇円
微小領域分析	一 波長分散型X線分析 二 エネルギー分散型X線分析	一測定につき	二、一七〇円
			六、五一〇円
	イ 加工を要しないもの ロ 加工を要するもの	一測定につき	一〇、七四〇円
			四〇〇円

区分	項目	単位	金額
定性分析	蛍光X線分析、発光分光分析又はX線回折分析	一測定につき	三、二三〇円
			二、四二〇円
定量分析	一 原子吸光分析、プラズマ発光分光分析又はこれらに類する分析 二 蛍光X線分析	一成分につき	五、〇〇〇円
			六、七三〇円
微小領域分析	一 波長分散型X線分析 二 エネルギー分散型X線分析	一測定につき	二、一八〇円
			六、六七〇円
	イ 加工を要しないもの ロ 加工を要するもの	一測定につき	二、一〇〇円
			四〇〇円
	三 赤外線放射率測定	一測定につき	二、一六五〇円



料、機械試験 部品、機 械器具 及び電 気器具		イ 埋込み 又は研磨 を要しな までのも のもの		ロ 埋込み 又は研磨 を要する までのも のもの		二 引張り、 曲げ、衝撃 又は抗折		三 耐力		四 実物強さ		イ 変位を 測定しな いもの		ロ 変位を 測定する もの		五 摩耗 もの	
		一試料に つき五 点を 超える もの	一、二 八〇	一試料に つき五 点を 超える もの	四、〇 七〇	一項目に つき	一、七 五〇	一項目に つき	二、〇 四〇	一項目に つき	二、〇 二〇	一項目に つき	三、〇 三〇	一項目に つき	二、八 六〇	一測定に つき	二、八 六〇

料、機械試験 部品、機 械器具 及び電 気器具		イ 埋込み 又は研磨 を要しな までのも のもの		ロ 埋込み 又は研磨 を要する までのも のもの		二 引張り、 曲げ、衝撃 又は抗折		三 耐力		四 実物強さ		イ 変位を 測定しな いもの		ロ 変位を 測定する もの		五 摩耗 もの	
		一試料に つき五 点を 超える もの	一、二 八〇	一試料に つき五 点を 超える もの	三、九 四〇	一項目に つき	一、六 六〇	一項目に つき	二、〇 八〇	一項目に つき	二、〇 三〇	一項目に つき	三、〇 〇〇	一項目に つき	二、九 六〇	一測定に つき	二、九 六〇

組織試験	非破壊試験	精密測定	変位測定試験				性能試験
一 マクロ組織 二 光学顕微鏡組織 三 走査電子顕微鏡組織 四 黒鉛球状化率	X線透過	一 長さ イ 測定精度百分の一ミリメートル ロ 測定精度千分の一ミリメートル	イ 角度、平行度又は真直度は真直度 ロ 粗さ ハ 真円度 ニ 円筒度又は同軸度	ひずみ イ 単軸ゲージ ロ 多軸ゲージ	一 燃料電池触媒試験 (静止電極式)	一 燃料電池触媒試験 (静止電極式)	
一箇所に四、六四つき	一照射につき	一測定につき	一項目につき	一測定につき	一試料につき	一試料につき	
四、六四	四、四五	一、八七	二、〇五	二、一三	六、二四	六、二四	

組織試験	非破壊試験	精密測定	変位測定試験				性能試験
一 マクロ組織 二 光学顕微鏡組織 三 走査電子顕微鏡組織 四 黒鉛球状化率	X線透過	一 長さ イ 測定精度百分の一ミリメートル ロ 測定精度千分の一ミリメートル	イ 角度、平行度又は真直度は真直度 ロ 粗さ ハ 真円度 ニ 円筒度又は同軸度	ひずみ イ 単軸ゲージ ロ 多軸ゲージ	一 燃料電池触媒試験 (静止電極式)	一 燃料電池触媒試験 (静止電極式)	
一箇所に四、八〇つき	一照射につき	一測定につき	一項目につき	一測定につき	一試料につき	一試料につき	
四、八〇	四、四一	一、七九	二、〇八	二、一八	六、四九	六、四九	









試験	焼成	試験	熱的	顕微鏡	走査電子顕微鏡	試験	物理	窯業材料及び窯業製品(セメント及びセメント製品を除く。)	区分	試験		
									種類	項目	単位	金額
試験	焼成	試験	熱的	顕微鏡	走査電子顕微鏡	試験	物理	窯業材料及び窯業製品(セメント及びセメント製品を除く。)	種類	項目	単位	金額
									一	見掛気孔率、見掛比重、かさ比重、吸水率、真比重又はタツプ密度	一項目につき	一、八九〇
									二	圧縮、曲げ又は摩耗	一項目につき	二、五四〇
									三	亀裂	一項目につき	二、九九〇
									四	粒度	一項目につき	二、二七〇
試験	焼成	試験	熱的	顕微鏡	走査電子顕微鏡	試験	物理	窯業材料及び窯業製品(セメント及びセメント製品を除く。)	種類	項目	単位	金額
									一	耐火度	一項目につき	五、八二〇
									イ	SK三	一項目につき	八、五四〇
									ロ	SK三	一項目につき	八、五四〇
									下	十以下	一項目につき	八、五四〇
試験	焼成	試験	熱的	顕微鏡	走査電子顕微鏡	試験	物理	窯業材料及び窯業製品(セメント及びセメント製品を除く。)	種類	項目	単位	金額
									二	熱膨張	一項目につき	二、九八〇
									三	耐寒	一項目につき	一、六一〇
									四	耐熱	一項目につき	一、五九〇
									五	熱分析	一項目につき	四、〇四〇

試験	焼成	試験	熱的	顕微鏡	走査電子顕微鏡	試験	物理	窯業材料及び窯業製品(セメント及びセメント製品を除く。)	区分	試験		
									種類	項目	単位	金額
試験	焼成	試験	熱的	顕微鏡	走査電子顕微鏡	試験	物理	窯業材料及び窯業製品(セメント及びセメント製品を除く。)	種類	項目	単位	金額
									一	耐火度	一項目につき	六、〇八〇
									イ	SK三	一項目につき	八、七六〇
									ロ	SK三	一項目につき	八、七六〇
									下	十以下	一項目につき	八、七六〇
試験	焼成	試験	熱的	顕微鏡	走査電子顕微鏡	試験	物理	窯業材料及び窯業製品(セメント及びセメント製品を除く。)	種類	項目	単位	金額
									二	熱膨張	一項目につき	二、九五〇
									三	耐寒	一項目につき	一、三七〇
									四	耐熱	一項目につき	一、五九〇
									五	熱分析	一項目につき	四、〇七〇

溶出試験	耐酸試験	デザイン	試験
イ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 一立方メ 一トル未 満のもの ロ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 一立方メ 一トル以 上のもの	イ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 二立方メ 一トル未 満のもの ロ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 二立方メ 一トル以 上のもの	一 プロダクトデザイン イ 平面 ロ 立体 二 商業デザイン	一 試料につき 二、七九 一 試料につき 三〇
三、六五 〇	九、八三 〇	六、五七 〇	五、五五 〇

溶出試験	耐酸試験	デザイン	試験
イ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 一立方メ 一トル未 満のもの ロ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 一立方メ 一トル以 上のもの	イ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 二立方メ 一トル未 満のもの ロ 試験に一焼成につき 使用する 炉の内容 積が○・ 二立方メ 一トル以 上のもの	一 プロダクトデザイン イ 平面 ロ 立体 二 商業デザイン	一 試料につき 二、八八 一 試料につき 八〇
三、三八 〇	九、九五 〇	六、六六 〇	五、七一 〇

備考 (略)

別表第五 (第二条関係)

区分の種類	試験の種類	項目	単位	金額
木材及 び木材 製品	強度 試験	一 材料強度 試験	一体につ	五、四〇 円
		二 実大材試 験	一体につ	一〇、三 七〇
		三 木質パネ ルせん断試 験	一体につ	一五、七 一〇
	性能 試験	含水率測定試 験	十本につ	六、七〇 〇

別表第六 (第二条関係)

区分の種類	試験の種類	項目	単位	金額
コンク リート	物理 試験	実物強さ イ 重量が 三十キロ グラム未 満のもの	一項目に	二、一七 〇
		ロ 重量が 三十キロ グラム以 上のもの	一項目に	三、一三 〇

別表第七 (第二条関係)

区分	項目	単位	金額
報告書の副本	一 和文 二 英文	一通につ き	二八〇 円
証明書	一 和文	一通につ き	五六〇

備考 (略)

別表第五 (第二条関係)

区分の種類	試験の種類	項目	単位	金額
木材及 び木材 製品	強度 試験	一 材料強度 試験	一体につ	五、二八 〇
		二 実大材試 験	一体につ	一〇、〇 九〇
		三 木質パネ ルせん断試 験	一体につ	一五、二 七〇
	性能 試験	含水率測定試 験	十本につ	六、四〇 〇

別表第六 (第二条関係)

区分の種類	試験の種類	項目	単位	金額
コンク リート	物理 試験	実物強さ イ 重量が 三十キロ グラム未 満のもの	一項目に	二、二三 〇
		ロ 重量が 三十キロ グラム以 上のもの	一項目に	三、二二 〇

別表第七 (第二条関係)

区分	項目	単位	金額
成績報告書の副本	一 和文 二 英文	一通につ き	二九〇 円
証明書	一 和文	一通につ き	五八〇

別表第八(第二条関係)				
試料調製	区分			
一 定量分析 二 食品(化学試験の味覚特性に限る。)	項目			二 英文
一 試料につき 二 試料につき	単位			一通につき
一、七九〇 八三〇	金額	円		一、一二〇

別表第八(第二条関係)				
試料調製	区分			
一 定量分析 二 食品(化学試験の味覚特性に限る。)	項目			二 英文
一 試料につき 二 試料につき	単位			一通につき
一、八五〇 八七〇	金額	円		一、一六〇

## ◎議案補充説明

### 議案第81号 三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由・内容

消費税法等の一部改正に伴い、三重県営サンアリーナの施設等の利用に係る料金の額を改定するものです。

#### 2 施行期日

平成26年4月1日から施行します。



改正案

現行

別表（第十一条、第十七条関係）

別表（第十一条、第十七条関係）

施設	区分		一時間当たりの金額（円）
	アマチュア入場料を徴ススポーツ又取しない場合はレクリエ合	メーションに利用する場 入場料を徴 取する場合	
ナ式典、集会等に利用する場合	五五、〇〇〇	（六六、〇〇〇）	（八八、八〇〇）
リ音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	（六、〇〇〇）	（六一、二〇〇）	（六一、二〇〇）
アマチュア入場料を徴ススポーツ又取しない場合はレクリエ合	五、〇〇〇	（六、〇〇〇）	（六一、二〇〇）
ナ式典、集会等に利用する場合	（二四、〇〇〇）	（二四、〇〇〇）	（二四、〇〇〇）
リ音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	（三六、〇〇〇）	（三六、〇〇〇）	（三六、〇〇〇）
第一特別室	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第二特別室	（略）	（略）	（略）
第一会議室	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
第二会議室	（略）	（略）	（略）
フィットネススタジオ	二、〇〇〇	（二、四〇〇）	（二、四〇〇）

施設	区分		一時間当たりの金額（円）
	アマチュア入場料を徴ススポーツ又取しない場合はレクリエ合	メーションに利用する場 入場料を徴 取する場合	
ナ式典、集会等に利用する場合	五四、〇〇〇	（六四、八〇〇）	（八六、四〇〇）
リ音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	（六、〇〇〇）	（六一、二〇〇）	（六一、二〇〇）
アマチュア入場料を徴ススポーツ又取しない場合はレクリエ合	五、〇〇〇	（六、〇〇〇）	（六一、二〇〇）
ナ式典、集会等に利用する場合	（二四、〇〇〇）	（二四、〇〇〇）	（二四、〇〇〇）
リ音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	（三六、〇〇〇）	（三六、〇〇〇）	（三六、〇〇〇）
第一特別室	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第二特別室	（略）	（略）	（略）
第一会議室	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
第二会議室	（略）	（略）	（略）
フィットネススタジオ	二、〇〇〇	（二、四〇〇）	（二、四〇〇）

備考

一〇四（略）

備考

一〇四（略）

二 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	一年間の金額 (円)
レストラン	二、九一〇、〇〇〇
その他の場所（二平方メートル当たり）	四九、〇〇〇

備考

一・二 (略)

三 特定設備

区分	単位	金額(円)	電光表示盤		大型映像装置		音響設備			照明設備			冷暖房設備		壁面収納可動席	
			一台一日につき	一時間に	つき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	つき	一時間に	一時間に	一時間に		一時間に
区分	単位	金額(円)	一台一日につき	一時間に	つき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき
区分	単位	金額(円)	四、七〇〇	一〇、二〇〇	二二、六〇〇	三、七〇〇	七、四〇〇	二、五〇〇	三〇、八〇〇	一一、九〇〇	一五、二〇〇					

四 設備等

区分	金額(円)
設備及び器具一点又は一式につき	一八、五〇〇

二 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	一年間の金額 (円)
レストラン	二、八三〇、〇〇〇
その他の場所（二平方メートル当たり）	四八、〇〇〇

備考

一・二 (略)

三 特定設備

区分	単位	金額(円)	電光表示盤		大型映像装置		音響設備			照明設備			冷暖房設備		壁面収納可動席	
			一台一日につき	一時間に	つき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき		
区分	単位	金額(円)	一台一日につき	一時間に	つき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき
区分	単位	金額(円)	四、六〇〇	一〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	三、六〇〇	七、二〇〇	二、五〇〇	三〇、〇〇〇	一一、六〇〇	一四、八〇〇					

四 設備等

区分	金額(円)
設備及び器具一点又は一式につき	一八、〇〇〇

平成25年度最終補正予算 総括表

○会計別総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
一般会計	19,750,542	△1,072,008	18,678,534
労働費	7,833,039	△702,779	7,130,260
商工費	10,009,952	△347,190	9,662,762
うち観光・国際局関係予算	748,687	1,248	749,935
土木費（四日市港関係諸費）	1,907,551	△22,039	1,885,512
特別会計	816,058	△19,819	796,239
中小企業者等支援資金貸付事業等	816,058	△19,819	796,239
合 計	20,566,600	△1,091,827	19,474,773

※観光・国際局関係予算には、人件費を含みません。

平成25年度最終補正予算 主要項目一覧表

○一般会計

(金額単位：千円)

項	目	細事業名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
労政費	労政総務費	新卒未就職者地域人材育成事業費	91,403	△ 23,294	68,109	事業実績に伴う減額
		障がい者雇用促進緊急雇用創出事業費	69,362	△ 17,156	52,206	事業実績に伴う減額
		緊急雇用創出基金事業補助金	890,000	△ 188,371	701,629	事業実績に伴う市町補助金の減額
		起業支援型雇用創造事業費	1,514,475	△ 220,985	1,293,490	事業実績に伴う委託契約額及び市町補助金の減額
		戦略産業雇用創造プロジェクト事業費	190,108	△ 122,357	67,751	事業実績に伴う委託契約額の減額
	労働福祉	労働者福祉対策資金貸付等事業費	671,002	△ 62,322	608,680	貸付実績に伴う預託金の減額
職業訓練費	技術学校費	公共職業訓練費	353,175	△ 63,858	289,317	事業実績に伴う減額
商工業費	商工業振興費	産業廃棄物抑制等事業費	34,619	△ 26,423	8,196	事業実績に伴う減額
		中小企業金融対策事業費	834,032	△ 155,181	678,851	貸付実績に伴う保証料軽減補助金等の減額
		金融対策事業費	73,429	△ 55,100	18,329	貸付実績に伴う預託金の減額
		小規模事業等支援事業費補助金	1,306,233	△ 21,679	1,284,554	事業費の精査に伴う補助金の減額
	科学技術振興費	研究交流・研究プロジェクト推進事業費	42,557	△ 23,985	18,572	競争的研究資金の確定に伴う減額
港湾費	港湾諸費	四日市港振興事業費	1,907,551	△ 22,039	1,885,512	事業費の精査に伴う県負担金の減額

○中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計

(金額単位：千円)

項	目	細事業名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
支援資金貸付事業費	中小企業者等支援資金貸付事業費	小規模企業者等設備資金貸付事業貸付事業費	345,553	△ 24,000	321,553	貸付実績に伴う減額

平成25年度最終補正予算 繰越明許費

(単位：千円)

科目・事業名	金額
一般会計	155,199
(款)商工費	155,199
(項)商工業費	155,199
中小企業高付加価値化促進事業費	155,199

平成25年度最終補正予算 債務負担行為一覧表

○追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
三重県営サンアリーナの指定管理に係る協定	平成26年度～平成27年度	11,055
外国語版ホームページの保守管理事業委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	4,023

○変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
起業支援型雇用創造事業委託に係る契約	平成26年度	531,338	平成26年度	739,425